

豊橋市役所
災害対応業務継続計画

令和6年3月 改訂
豊橋市

目 次

第1章 基本的事項	P.1
第1節 策定趣旨	P.1
第2節 B C Pの目的	P.2
第3節 B C Pの位置づけ	P.3
第4節 基本方針	P.5
第5節 発動及び解除	P.6
第2章 前提条件	P.7
第1節 想定条件及び対応方針	P.7
第2節 被害想定	P.8
第3節 地震発生時の職員の参集想定	P.20
1 職員の参集条件	P.20
2 職員の参集予測	P.22
第4節 南海トラフ地震臨時情報	P.23
1 南海トラフ地震に関連する情報とは	P.23
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応	P.27
第3章 非常時優先業務	P.31
第1節 非常時優先業務の定義	P.31
第2節 業務開始目標時間設定ガイドライン	P.32
第3節 非常時優先業務の選定	P.35
1 非常時優先業務数	P.35
2 災害対策本部体制における災害応急対策業務の概要	P.35
3 各部・班における災害対応のイメージ	P.39
4 非常時優先業務（災害応急対策業務）	P.60
5 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）	P.81
第4章 非常時優先業務の実施体制の強化に係る対応策	P.121
第1節 人員体制	P.121
第2節 市庁舎施設	P.122
第3節 災害時に重要となる建築物等	P.126
第4節 情報伝達体制	P.128
第5節 外部支援	P.130
第6節 職員用備蓄	P.131
第7節 重要な行政データ	P.132
第5章 今後の取り組み	P.133
第6章 まとめ	P.134

第1章 基本的事項

第1節 策定趣旨

本市は、平成14年4月に東海地震に係る「地震防災対策強化地域」に、平成15年12月には、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定される等、大規模な地震が高い確率で発生すると予想されてきた地域にある。

本市における地震対策は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、災害対策基本法に基づく「豊橋市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）」（以下、「地域防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画として、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な取組を進めてきたところである。その一方で本市は市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は休止することなく継続して実施することが求められる。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により甚大な被害が発生した。それを受けて内閣府では「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、最大クラスの地震の想定を研究し、平成24年8月には、倒壊建物数や津波浸水域等、一定の被害想定を発表した。このような大規模地震の発生により行政自身にも被害が及び、市役所の機能低下が余儀なくされる状況も想定される中において、本市が自らの責務を果たしていくためには、市の機能の継続性確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが重要な課題となっている。

こうしたことから、大規模地震発生時の人員・物資・ライフライン等の利用可能な資源が制約された状況下であっても市の機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を保護するという市の責務を果たすため、あらかじめ優先されるべき災害応急対策業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、早期の復旧と適正な業務執行を行うための事前対策として、平成16年3月に公表した東海・東南海地震連動を想定地震とした豊橋市地震被害予測調査による被害想定をもとに、「豊橋市役所災害対応業務継続計画」（以下、「BCP」という。）を平成25年2月に策定した。

なお、南海トラフ及びその周辺の地域における境界を震源とする大規模な地震が発生することを想定した豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（以下、「地震被害予測調査」という。）を平成26年8月に公表、さらに国が平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことに伴い、本市では令和3年2月「豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」を公表したことから、このような想定に基づいた計画とする。

さらに、令和5年6月台風2号による大雨に伴い本市内で被害があったことを教訓に、大規模地震だけでなく風水害などを想定した計画に改定した。

第2節 BCPの目的

BCPは、大規模な災害時において、災害時に優先的に取り組むべき非常時優先業務や業務継続を達成するための業務開始目標時間の設定や実施体制、事前対策の課題や対応策を整理したものである。

※非常時優先業務とは、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務をいい、このうち、災害応急対策業務は、地域防災計画でも扱う業務である（詳細は第3章「非常時優先業務」参照）。

BCPに示した平常時の取り組み（事前対策や計画の維持管理）及び災害発生時の対応（事前対策・事後対応）を実施することで、発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することを目的とする。

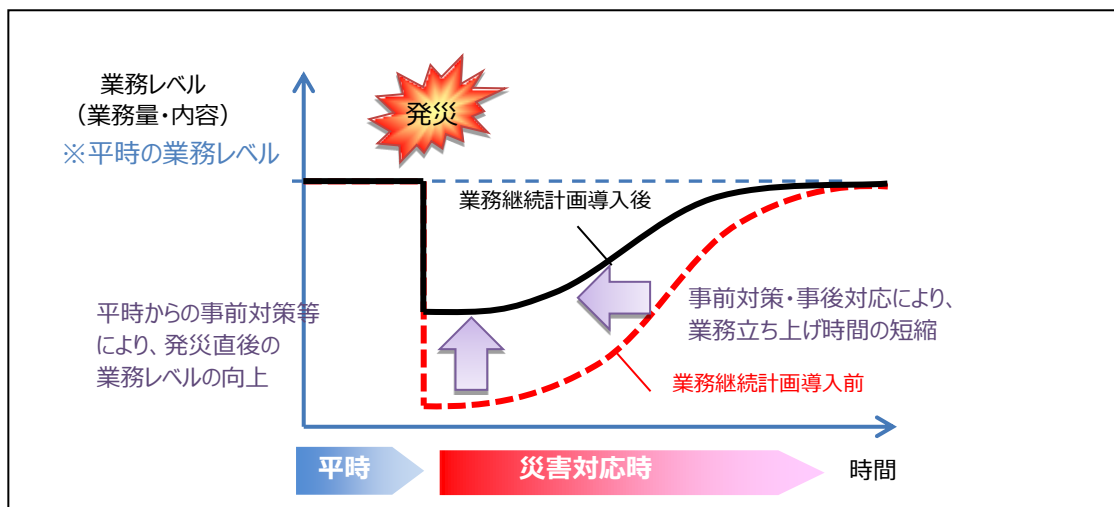


図 1-1 業務継続計画の導入による効果のイメージ

第3節 B C Pの位置づけ

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

また、本市が行う防災上の諸施策及び諸活動の実施に関して必要と認められる事項を「豊橋市災害対策実施要領」（以下「災害対策実施要領」という。）に定め、「災害対策本部規程」により災害対策本部の組織及び分掌事項を定めている。

一方本計画は市の機関が被災したことにより機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、市が行うべき業務（＝「非常時優先業務」）を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分等の必要な対策を事前に検討するとともに、災害時の資源管理や非常時優先業務の目標管理等市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている計画であり、本部機構体制（各部・班）や通常体制（各部・課）で所管する関連計画・マニュアルとの整合・反映を図っていくものとする。

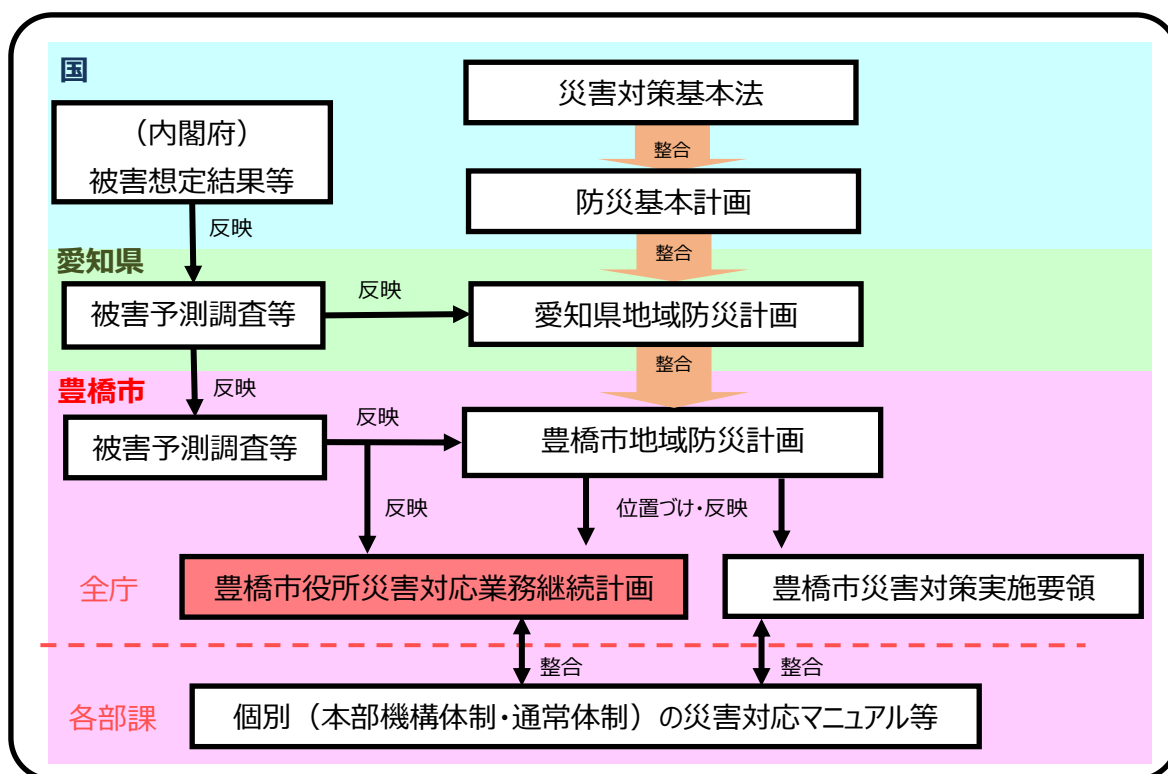


図 1-2 業務継続計画及び防災関連計画等の位置づけ

< B C Pと地域防災計画の比較>

B C Pと地域防災計画の比較を以下に示す。

表 1-1

	B C P	地域防災計画
計画の趣旨	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画であり、市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている。	・発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定している計画である。
行政の被災	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	・想定していない。
対象業務	・優先度の高い通常業務 ・災害応急対策業務 ・早期に実施すべき優先度が高い災害復旧業務	・災害予防業務 ・災害応急対策業務 ・災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	・記載していない。

(非常時優先業務の詳細は第3章「非常時優先業務」参照)

第4節 基本方針

大規模災害等発生時における市としての責務を全職員が共有し全うするため、以下に示す3つの基本方針を定める。

- 1 大規模災害等が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。

本市は、大規模災害等という不測の事態であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが責務であることから、災害応急対策を速やかに実施し、かつ、業務停止による市民生活への影響が大きい行政サービスについては継続・早期復旧しなければならない。

しかし、大規模災害等の発生にあっては行政も例外なく被災し、人員、庁舎等、様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、全力で取り組むべき業務（非常時優先業務）と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

- 2 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のため必要な資源の確保と配分を行うこと。

非常時優先業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務であることから、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。

そのため各部局は大規模災害等の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

- 3 想定される大規模災害等の発生に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。

業務継続力の向上のためには、BCPを全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取り組みとしては「業務継続を阻害する要因（課題）の解消」と「業務継続計画の組織への定着化」を積極的に進めていくものとする。

まず、業務継続を阻害する要因（課題）の解消に向けては短期的で、各部局が単独で取り組める対策だけでなく、中・長期的に全市をあげて調整することが必要な対策も想定されることから、全庁的な体制により解消に向けた取り組みを推進する。また、組織への定着化に向けては平常時からの教育と実践的な訓練を定期的に行うことにより、業務継続という組織風土を醸成し、各部局への浸透を図る。

第5節 発動及び解除

1 発動基準

発動基準は、以下のとおりとする。

①【災害対策実施要領の第三非常配備基準】

- ・本市に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・愛知県外海、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき
- ・地震により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

②【南海トラフ地震臨時情報】

- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

③【風水害】

- ・風水害により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

④なお、その他必要に応じ、災害対策本部長（市長）が必要と認めたときに発動出来るものとする。部班単位の発動や解除についても柔軟に対応するものとする。

2 解除基準

災害対策本部長（市長）は、災害応急対策等が概ね完了したと認めた時は、BCPの解除を宣言する。ただし、各部局長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を再開させるものとする。

第2章 前提条件

第1節 想定条件及び対応方針

本計画は、地震災害においては、「突発地震」と「後発地震に備える状況」を前提とする。「突発地震」の想定地震モデルは平成 26 年 8 月に公表した地震被害予測調査のうち、その発生確率や被害規模から次に発生する可能性の高い地震・津波モデルとして本市がまず対策を講ずべき対象として考慮する必要がある『過去地震最大モデル』とする。また、「後発地震に備える状況」としては事前避難対象地域等において後発地震の発生に備えた事前避難を適切に実施するため、南海トラフ地震に関連する情報における『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』発表時とする。

地震モデルの名称	豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（H26.8 公表）における過去地震最大モデル
----------	---

なお、過去地震最大モデルの概要については以下の通り。

地震の規模	内閣府にて検討中※1	
最大震度	震度 6 強	
津波到達時間※2 （津波高 30cm）	三河湾側	太平洋側
	最短 77 分	最短 7 分
最大津波高※3	2.7m	6.9m

※1 愛知県が内閣府と方針等について相談しながら検討した震源及び波源モデルであり、愛知県と本市の整合性を図るため準用。全体の地震規模等については、現在内閣府にて検討中。

※2 沿岸津波の到達時間は、高さ 30cm の津波が地震発生後、陸域に最短で到達するまでの時間。

※3 最大津波高は、東京湾平均海面（T.P.±0m）から想定津波水位までの高さの最大値。なお、最大津波高には、初期潮位として三河湾沿岸における朔望平均満潮位（T.P.=1.0m）を加味して算出。

南海トラフ地震に関連する情報における本市の対応については、以下を参照とする。

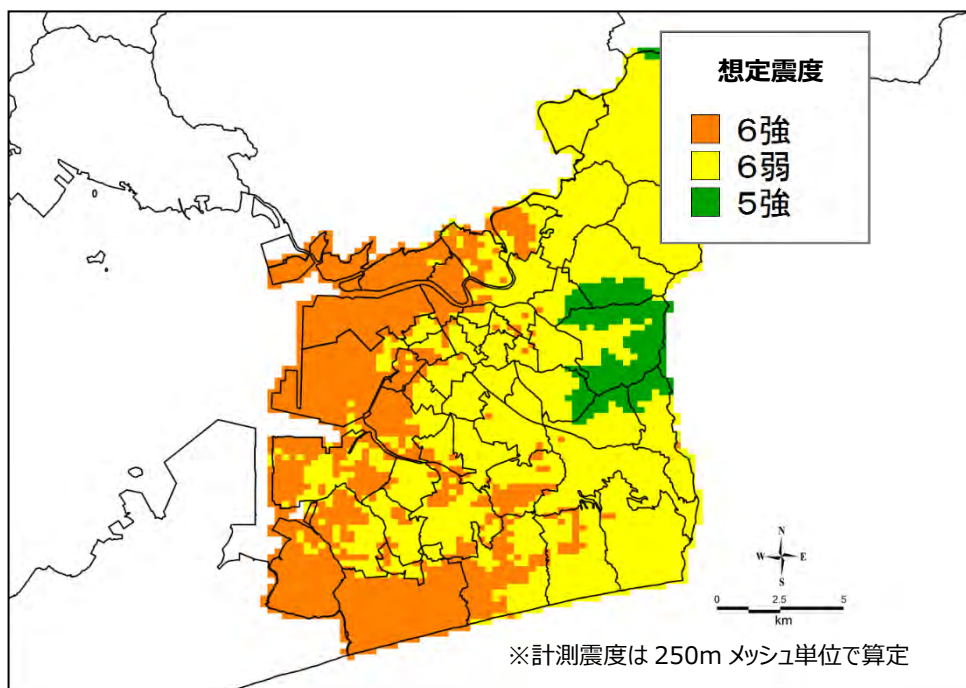
南海トラフ地震に関連する情報	豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針（R3.2 公表）
----------------	----------------------------------

なお、風水害においては浸水想定や過去の水害をふまえた対応を行うものとする。

第2節 被害想定

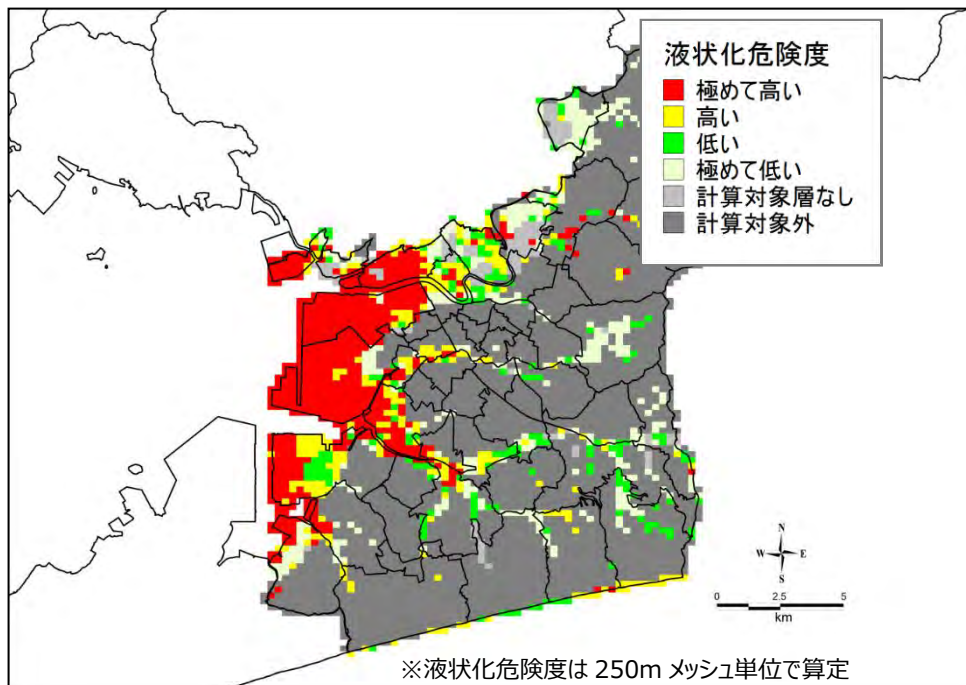
(1) 地震動に関する被害想定の概要

①地震動



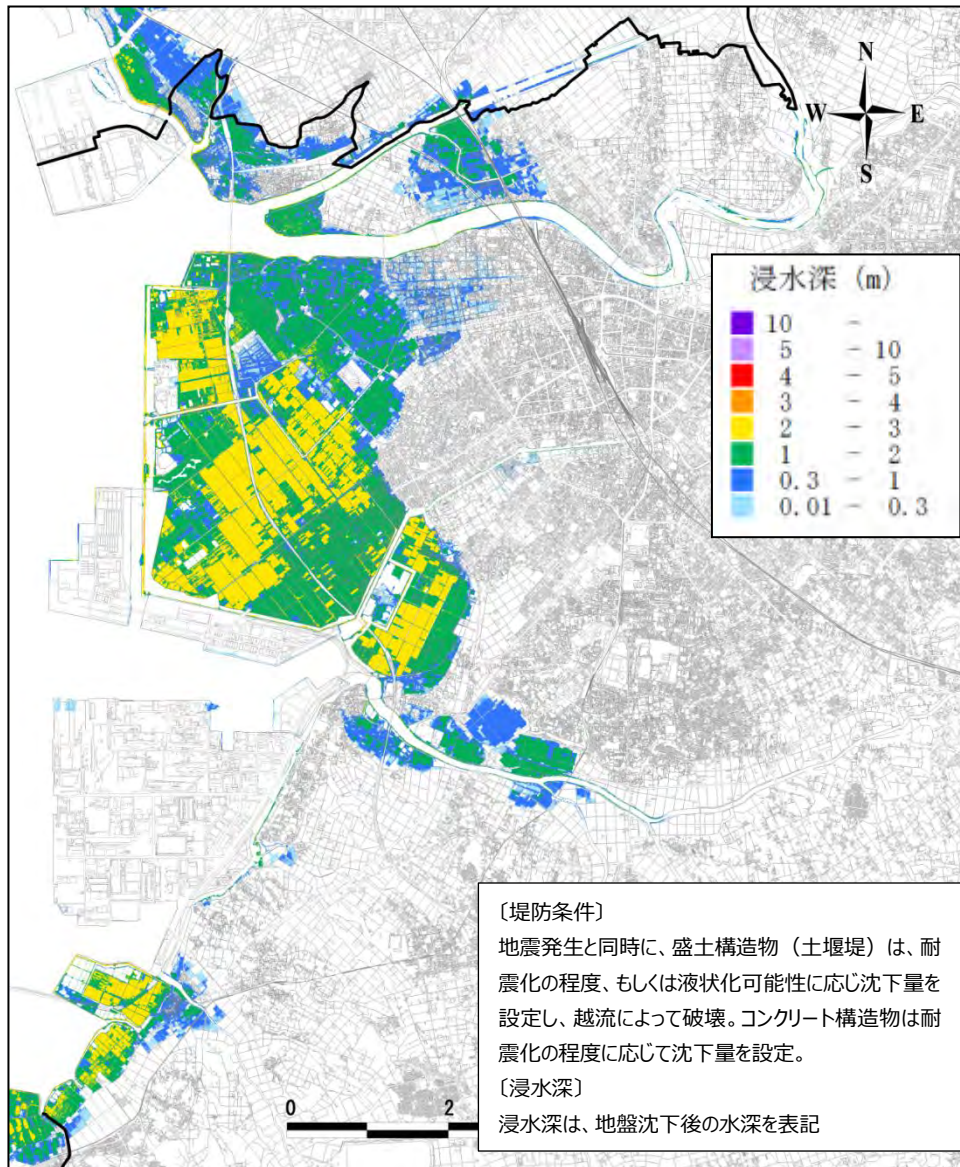
震度分布図 (過去地震最大モデル)

②液状化危険度

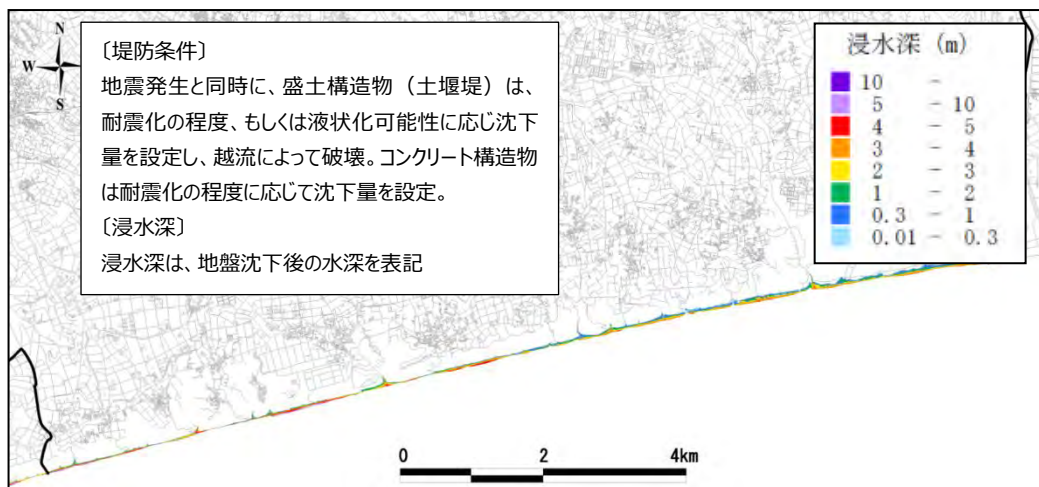


液状化危険度分布図 (過去地震最大モデル)

③津波浸水想定域及び最大浸水深分布

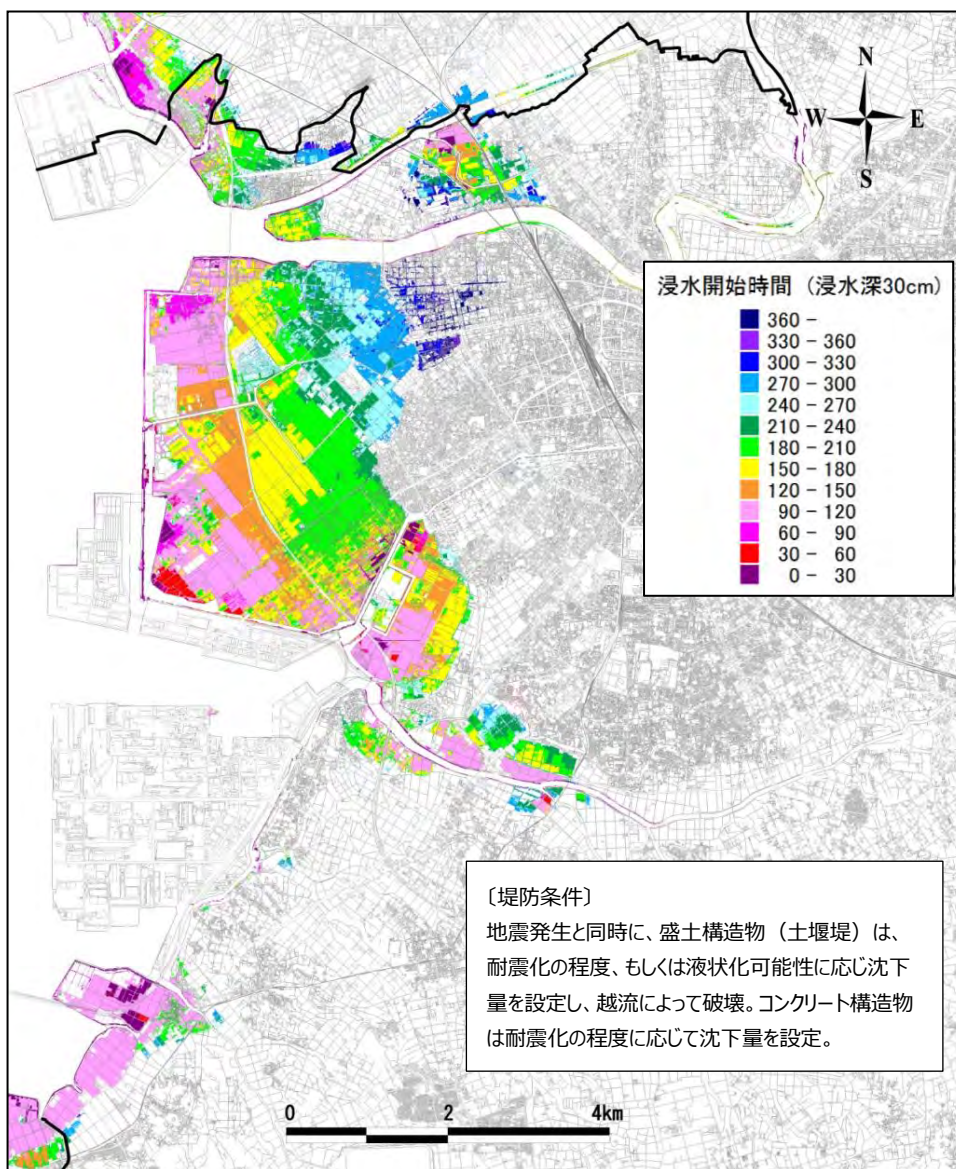


想定浸水域図（過去地震最大モデル）（三河湾側）

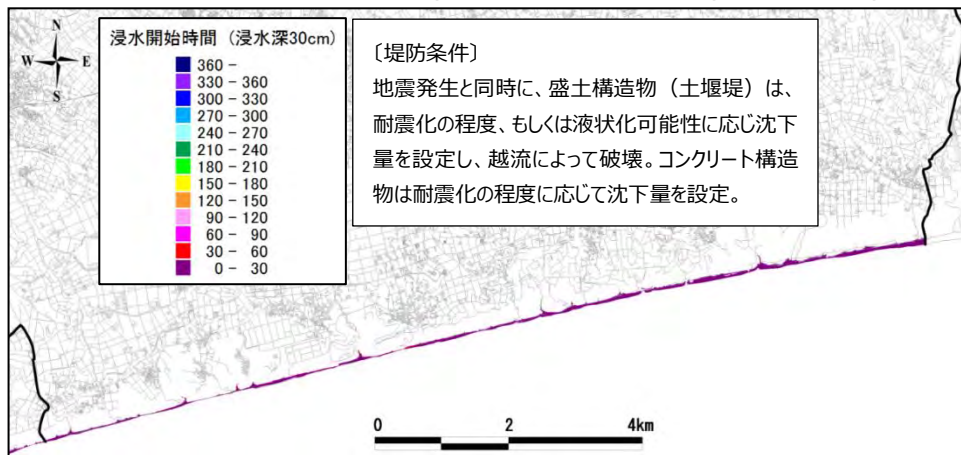


想定浸水域図（過去地震最大モデル）（太平洋側）

④津波浸水開始時間（浸水深 30 cm）

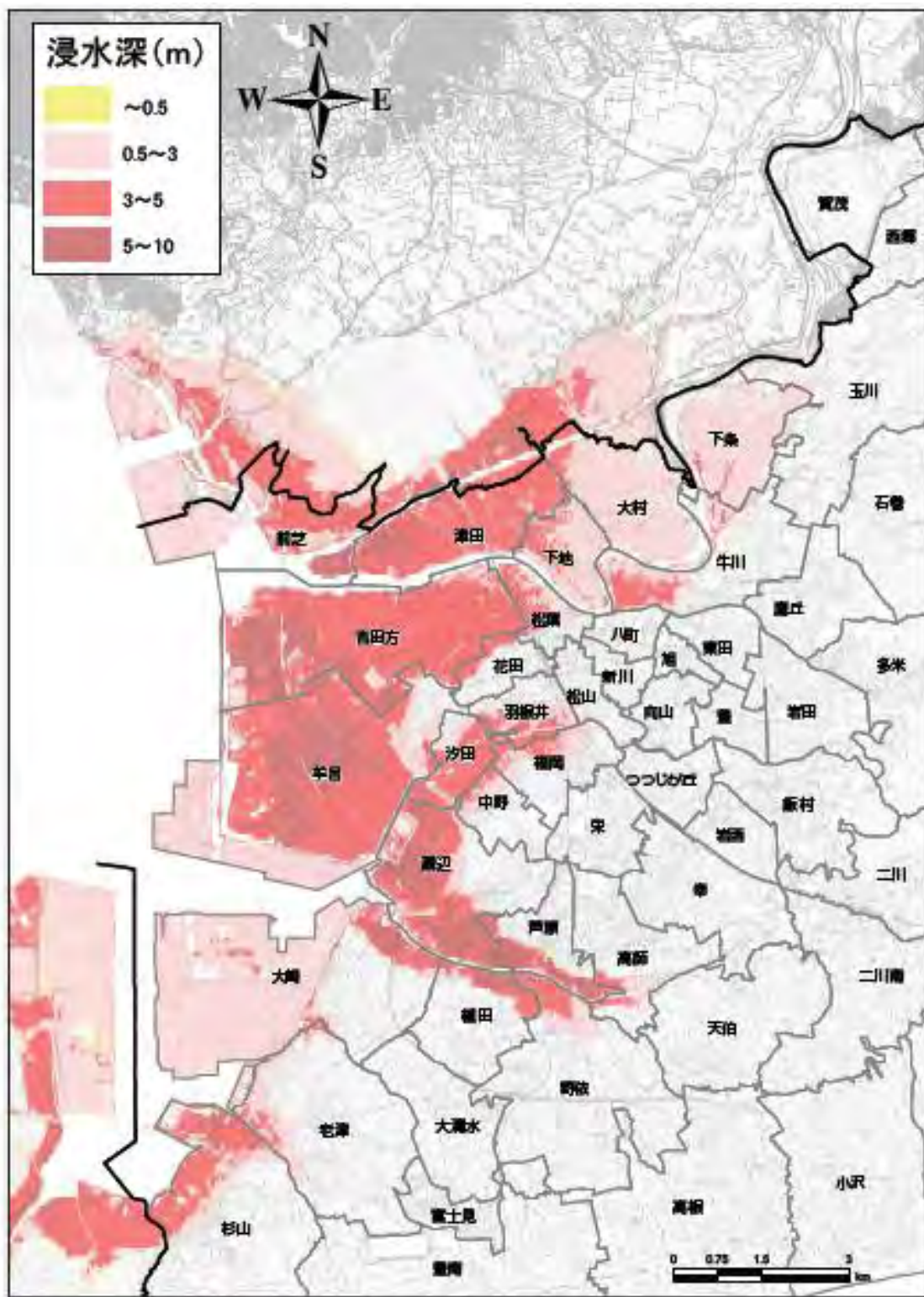


浸水開始時間（浸水深 30cm）（過去地震最大モデル）（三河湾側）



浸水開始時間（浸水深 30cm）（過去地震最大モデル）（太平洋側）

②高潮浸水想定



高潮浸水想定区域（想定最大規模）

(3) 地震被害予測結果

①建物全壊・焼失棟数 (過去地震最大モデル)

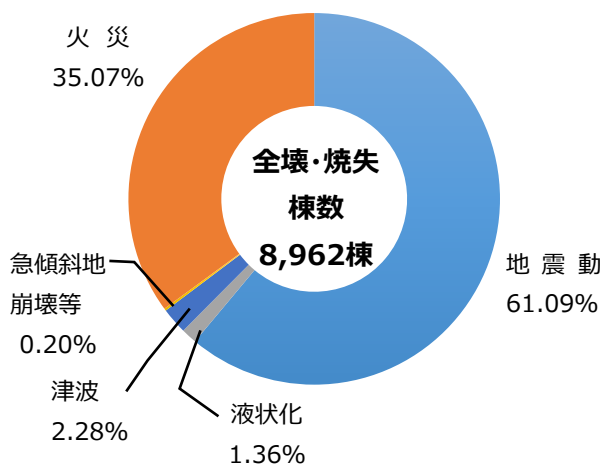
(単位：棟)

区分	冬・深夜 5 時	夏・昼 12 時	冬・夕方 18 時
地震動	5,475 (93.46%)	5,475 (90.98%)	5,475 (61.09%)
液化	122 (2.08%)	122 (2.03%)	122 (1.36%)
津波	204 (3.48%)	204 (3.39%)	204 (2.28%)
急傾斜地崩壊等	18 (0.31%)	18 (0.30%)	18 (0.20%)
火災	39 (0.67%)	199 (3.31%)	3,143 (35.07%)
建物被害総数	5,858	6,018	8,962
建物被害率	4.4%	4.5%	6.7%

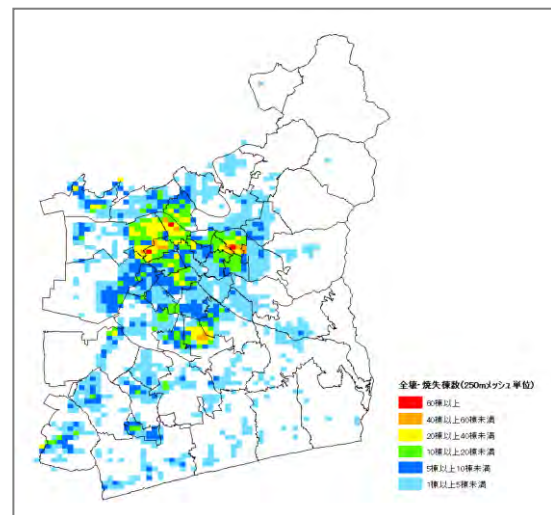
※ () 内の値は、建物被害総数に占める区分ごとの割合を示す。

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※建物被害率は、建物総数 133,174 棟に占める割合を示す。



全壊・焼失原因別内訳 (冬・夕方 18 時)



全壊・焼失分布図 (冬夕方発災)

②人的被害（死者数）（過去地震最大モデル）

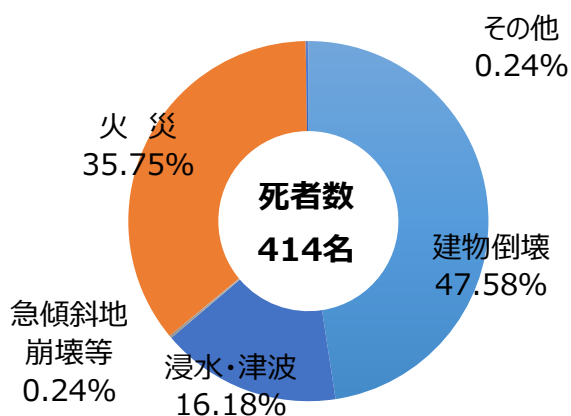
(単位：人)

区分	冬・深夜 5 時	夏・昼 12 時	冬・夕方 18 時
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)	272 (77.49%) (20)	131 (64.22%) (11)	197 (47.58%) (13)
浸水・津波	74 (21.08%)	67 (32.84%)	67 (16.18%)
急傾斜、地崩壊等	2 (0.57%)	1 (0.49%)	1 (0.24%)
火災	3 (0.85%)	5 (2.45%)	148 (35.75%)
その他 (ブロック塀の転倒、屋外落下物等)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.24%)
合計	351	205	414

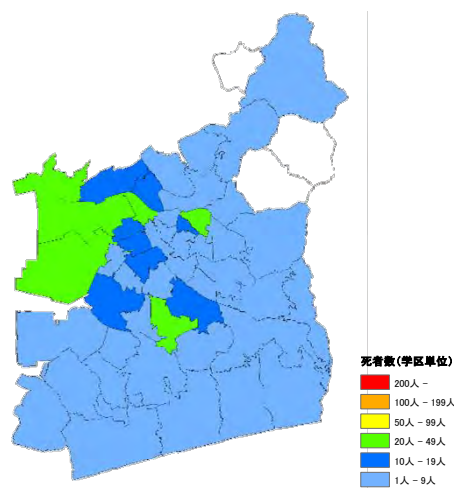
※津波による死者は、早期避難率が低い場合

※（ ）内の値は、死者数の合計に占める区分ごとの割合を示す。

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。



死亡原因別内訳 (冬・夕方 18 時)



校区別死者数分布図
(早期避難率低冬夕方発災)

③ライフライン被害

I 上水道

管路延長 (km)	被害箇所数 (件)	被害率 (件/km)	機能支障（全給水人口 375,982 人） 上段：断水人口、下段：断水率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
2,200	4,800	2.23	373,000 人 99%	355,000 人 94%	228,000 人 61%	- -

95%復旧の目安：6週間程度

II 下水道

管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障（全処理人口 280,000 人） 上段：下水道機能支障人口、下段：機能支障率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
1,500	80	5%	190,000 人 68%	198,000 人 70%	163,000 人 58%	25,000 人 9%

95%復旧の目安：6週間程度

III 電力

配電柱本数 (km)	配電柱被害本数 (本)	被害率	機能支障（全需要家数 205,000 戸） 上段：停電戸数、下段：停電率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
68,000	400	0.5%	182,000 戸 89%	165,000 戸 80%	2,800 戸 1%	300 戸 0%

95%復旧の目安：1週間程度

IV 通信

ア) 固定電話

電話柱本数 (km)	電話柱被害本数 (本)	被害率	機能支障（全回線数 72,000） 上段：不通回線数、下段：不通回線率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
32,000	200	0.7%	64,000 89%	59,000 81%	2,300 3%	1,200 2%

95%復旧の目安：1週間程度

イ) 携帯電話

機能支障 停波基地局率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
3%	81%	5%	3%

95%復旧の目安：1週間程度

V ガス

ア) 都市ガス

機能支障（全需要家数 71,000 戸） 上段：復旧対象戸数、下段：供給停止率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
22,000 戸 30%	22,000 戸 30%	17,000 戸 23%	— —

95%復旧の目安：2週間程度

イ) LPガス

需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
62,000 世帯	13,000 世帯	21%

95%復旧の目安：1週間程度

I 上水道からVガスにおける95%復旧の目安について

注 1) 復旧期間の算定においては、津波等により被災した需要家数等は復旧対象戸数等から除外し、95%が復旧するのにかかる日数としている。

注 2) LPガスについては、被害量の推移は試算していない。

④生活支障等（過去地震最大モデル）

I 避難者

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難者総数	42,535	86,245	34,413
避難所避難者数	26,213	44,719	10,321
避難所外避難者数	16,322	41,526	24,092

II 帰宅困難者

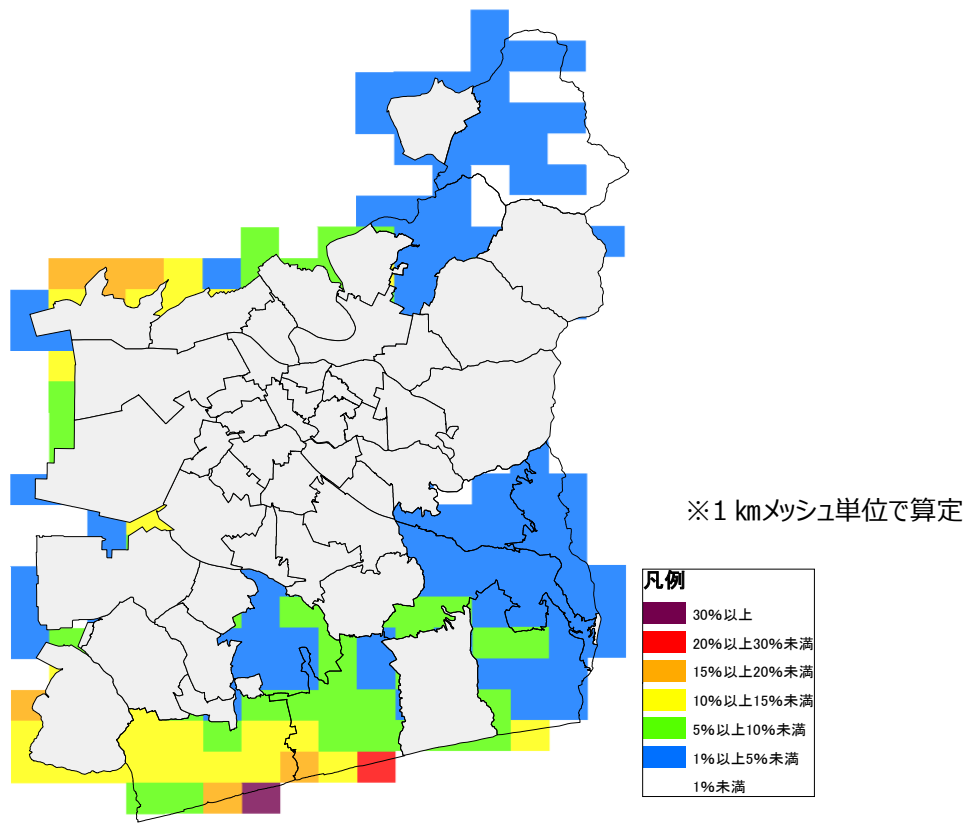
（豊橋市全体） 昼・12時発災

目的別の帰宅困難者数		
職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	合計
約 20,000 ～ 約 23,000	約 7,400 ～ 約 8,300	約 27,000 ～ 約 31,000

（豊橋駅） 昼・12時発災

目的別の帰宅困難者数		
職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	合計
約 3,800 ～ 約 4,400	約 1,500 ～ 約 1,700	約 5,300 ～ 約 6,100

III 道路閉塞の発生による車両通行困難



道路リンク閉塞率（冬夕方発災）

(4) 地震発生に伴い市役所機能に及ぼす被害

・過去地震最大モデルにおける市役所機能に及ぼす被害については、下記のとおり想定する。

地震動	・震度 6 強
液状化	・計算対象外（計算対象となる微地形ではないため）
施設関係 （構造被害）	・一部エキスパンションジョイント部の被災により、連絡通路の利用が制限される。
建物内部 （執務空間に おける被害）	<ul style="list-style-type: none"> ・吊天井の落下など非構造部の被害が発生する恐れがある。 ・一部ガラス等の破損、執務空間の什器の転倒等が発生する。什器等の再配置やガラス破片・内部収納物の片づけ等に半日以上を要する。 ・一部のパソコンが故障し、使用不可になる。
ネットワーク 及び ライフライン関係	<ul style="list-style-type: none"> ○電力 <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い。 ○電話 <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 回線の通信網の損傷による通信不能の可能性は低いが、回線の輻輳により電話がかかりにくい状態が 1 週間程度続く。 ・一般電話の応急復旧については、設備復旧には 2 週間を要する。サービス復旧は災害発生直後から行われ、施設が被災した場合であっても、非常用移動無線車・応急ケーブル・衛星通信車載車などの活用により 1 週間程度で通話可能となる。 ○上水道 <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は管路被害等により断水する可能性が高い。 ○ガス <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、安全装置によりガスの供給が中断する可能性がある。 ○下水道 <ul style="list-style-type: none"> ・機能しなくなった場合、水洗トイレの使用不可に波及する恐れがある。
周辺被害	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市役所周辺の八町小学校区、松葉小学校区では、震度 6 弱～6 強。 ・豊橋駅付近から北側の比較的建築年の古い建物が多い地域や木造住宅の多い地区では、建物の全半壊被害が大きく、出火による延焼拡大の危険性がある。 ・両小学校区を合わせて発災直後には約 1,500 人の避難所生活者が発生すると予測され、負傷者や建物被害にあった市民等が助けを求めてくる場合も想定される。

第3節 地震発生時の職員の参集想定

1 職員の参集条件

(1) 通勤距離による参集時間の考え方

【通勤距離・参集時間】

表2-10

通勤距離	参集時間
通勤距離（直線距離×1.3）が20km以内の職員 （通勤距離が20km以上でも、バイクにより通勤可能な職員を含む）	発災～3日目
全職員 （4日目以降は、自動車又は公共交通機関により参集が可能と想定）	4日目以降



図2-5 豊橋市役所から直線距離20km圏内の図

(2) 参集方法

本市職員の通常時の通勤方法は自家用車・自転車が大部分を占めるが、大規模災害により自家用車及び公共交通機関が使用できなくなったとして、バイク・自転車・徒歩のいずれかの方法で職員が各勤務先へ参集すると想定した。

※国・県・他都市（主に都心部）では、参集方法として徒歩のみでの参集を前提としているケースが多いが、本市の道路事情や平成24年度の職員調査により、自転車及びバイクの利用も前提とすることが現実的であると判断した。

【通常時の通勤方法の割合・平成 27 年度調査】

表 2-11

方法	自家用車	自転車	公共交通機関	バイク	徒歩
割合	55.5%	31.7%	7.8%	1.8%	3.2%

【災害時の参集方法の割合・平成 27 年度調査】

表 2-12

(自家用車、公共交通機関が使用不能として、自転車・バイク・徒歩から参集方法を選択)

方法	自転車	徒歩	バイク
割合	77.9%	14.9%	7.2%

【参集方法ごとの時速の想定】

表 2-13

方法	想定速度	考え方
徒歩	3 km/h	通常の歩行速度は 4~5km/h であるが、災害時であるため、遅めの速度 3 km/h とした。
自転車	6 km/h	通常のを速度を時速 12km/h と想定し、災害時であるため 1/2 の速度とした。
バイク	10km/h	通常のを速度を時速 20km/h と想定し、災害時であるため 1/2 の速度とした。

(3) 職員の被災状況

① 人的被害 (本人・家族の被災)

・被害予測 (過去地震最大モデル、早期避難率低、冬夕発災) では、総人口379,362人のうち死者数 414人 (0.1%)、入院を要する者 (重傷者数) が634人 (0.17%)、入院は要しないが医師による治療が必要な者 (中等傷者) が2,424人 (0.64%) となっている。

・職員について、家族 4 人構成と設定し、上記被害確率の 4 倍を被害想定とすると、本人又は家族が死亡する可能性は0.4%、入院を要する可能性は0.68%となり、B C Pの対象期間である1ヶ月は、1.08% (約 1%)の職員が参集困難と想定した。

また、医師による治療が必要な者については、本人又は家族が該当する可能性は2.56 % (約3%) となり、3%の職員が、本人又は家族の被災により発災後 3 日間は、参集困難と想定した。

② 建物被害

約21%の建物が半壊以上の被害を受けると予測されており、21%の職員が発災当日は参集困難と想定した。

※被災状況の想定の数値は、豊橋市南海トラフ地震被害予測調査報告書 (平成 26 年 8 月) による。

【職員参集想定の参考資料】

- ・豊橋市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書 (平成 26 年 8 月 豊橋市)
- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成 28 年 2 月 内閣府)
- ・中央省庁業務継続ガイドライン (平成 19 年 6 月 内閣府)
- ・愛知県庁業務継続計画 (愛知県庁 B C P) 【南海トラフ地震想定】 (平成 21 年 11 月 【平成 28 年 3 月改定】愛知県)
- ・市町村業務継続計画 (市町村 B C P) 策定の手引き (平成 23 年 8 月 愛知県防災危機管理課)
- ・阪神淡路大震災などの過去の災害対応事例
- ・平成 27 年度非常配備要員名簿 (市民病院の医療職を除く)

2 職員の参集予測

前述の条件に基づき、距離、参集方法により時間ごとに参集できる人員を集計し、その人員のうち被災想定により参集できない人員を除いた人員を参集できる人員とした。

その結果は、下の表である。

表 2-14

時間	1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	12 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	4 日目 ～ 1 か月
人数	943 人	1,689 人	1,819 人	1,862 人	1,880 人	2,411 人	2,486 人
割合	37.3%	66.8%	72.0%	73.7%	74.4%	95.4%	99.0%

※市民病院 医療職を除く

なお、この予測は、参集職員の概数・割合を想定するためのものであり、発災時間や消防本部等の 24 時間の交代制勤務等の詳細な条件を考慮していない。

表 2-15

		自転車・徒歩（通勤距離 20km 以内）、バイクにより参集可能な人員						全職員
		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	4 日目～ 1 か月
距離・参集方法のみ考慮して参集できる人員(A)		1,258 名 49.8%	2,253 名 89.1%	2,425 名 95.9%	2,484 名 98.3%	2,506 名 99.1%	2,511 名 99.3%	2,528 名 100%
(A)の うち参 集でき ない 人員	人的被害 死亡・入院(a)	13 名 1%	23 名 1%	24 名 1%	25 名 1%	25 名 1%	25 名 1%	25 名 1%
	人的被害 怪我(b)	38 名 3%	68 名 3%	73 名 3%	75 名 3%	75 名 3%	75 名 3%	影響なし
	建物被害(c)	264 名 21%	473 名 21%	509 名 21%	522 名 21%	526 名 21%	影響なし	影響なし
参集できる人員 (A-(a+b+c))		943 名 37.3%	1,689 名 66.8%	1,819 名 72%	1,862 名 73.7%	1,880 名 74.4%	2,411 名 95.4%	2,523 名 99%

※市民病院 医療職を除く

(参考) 表2-16 阪神・淡路大震災の事例 (参集率)

	地震発生当日	2 日後	3 日後	4 日後	5 日後
兵庫県	20%			約 7 割	
神戸市	41%	約 6 割	約 7 割	約 8 割	約 9 割
伊丹市	75%	80%	83%	85%	
西宮市	51%	66%	69%	78%	
芦屋市	42%	53%	60%	69%	
宝塚市	60%				

出典：「国土交通省 業務継続計画」(平成19年6月)

第4節 南海トラフ地震臨時情報

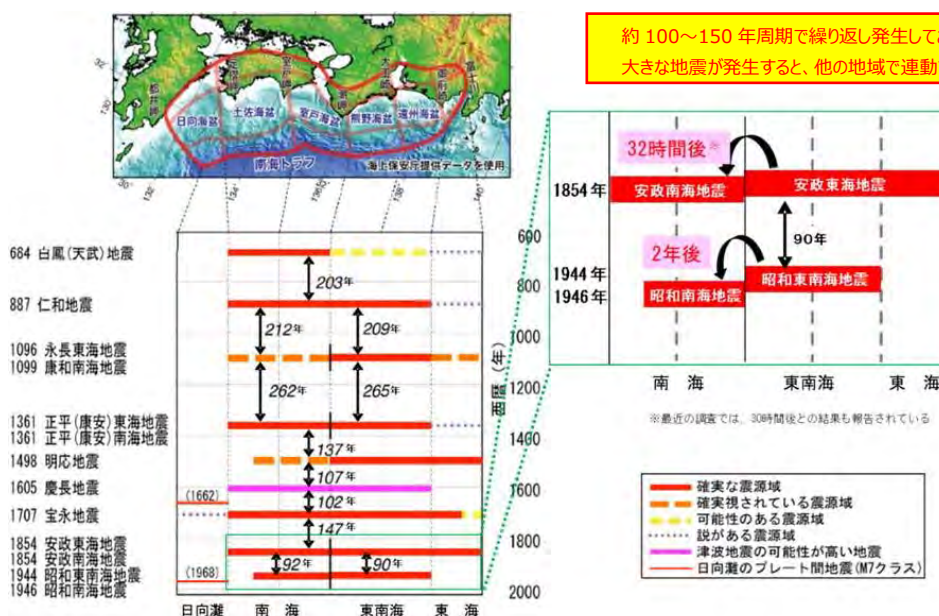
1. 南海トラフ地震に関連する情報とは

(1) 南海トラフ地震の特徴

○ 南海トラフ沿いの一部の領域で大きな地震が発生した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。

○ 南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖に伸びる海溝の溝状の地形を形成する区域である。この南海トラフ沿いの地域を震源としてマグニチュード8クラスの大きな地震が100年～150年間隔で繰り返し発生している。

○ また、複数の領域でほぼ同時又は2年程度の頻度で発生するなど、周期性・連続性があることが知られており、一部の領域で地震が発生した場合や通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。



約100～150年周期で繰り返し発生しており、一部区域で大きな地震が発生すると、他の地域で連動する可能性

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

一部割れ (M7.0～8.0) 被害限定ケース

南海トラフで地震 (M7クラス) が発生

南海トラフの大規模地震の前兆か？

7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度

通常の数倍程度の確率

※通常：同左

半割れ (M8.0以上) 被害甚大ケース

南海トラフ西側で大規模地震 (M8クラス) が発生

東側は連動するの？

7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度

通常の100倍程度の確率

※通常：「30年以内に70%～80%」の確率を7日以内に換算すると千年に1回程度

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

- 「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に巨大地震の発生可能性の高まりについて、気象庁より発表される情報である。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、**南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報**で、情報発表後の防災対応をしやすいするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のように**キーワードを付して発表**される。

○ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合

○ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

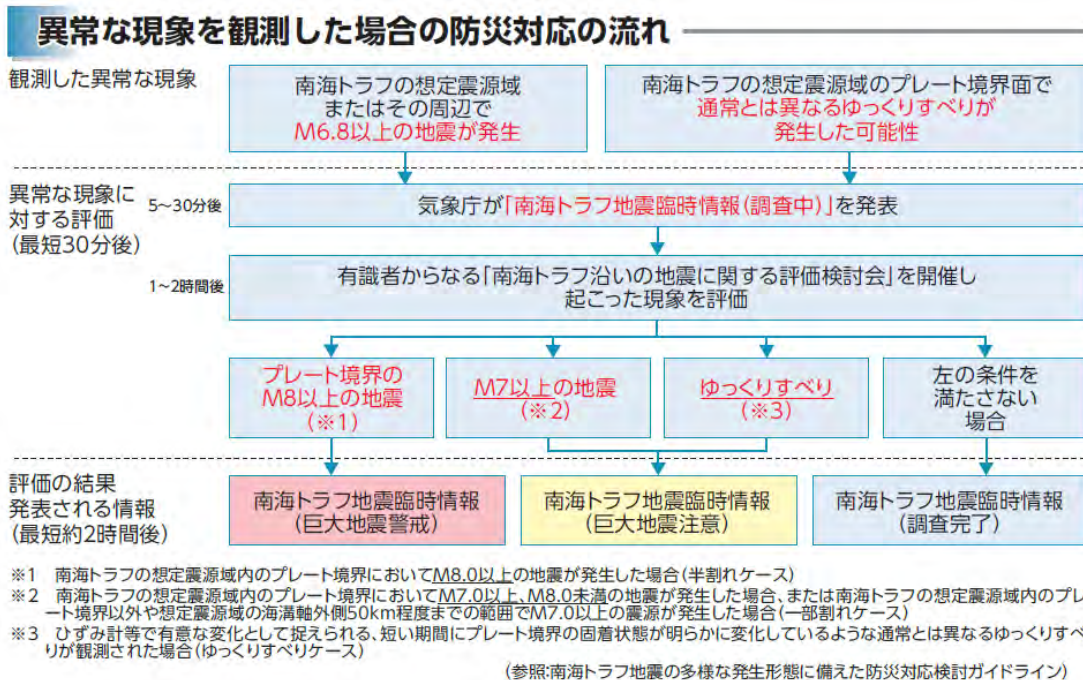
キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM7.0以上8.0未満の地震が発生)
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合

○ 南海トラフ沿いで観測される異常な現象（3ケース）

<p>半割れケース (被害甚大ケース)</p>	<p>南海トラフの想定震源域内の領域で、マグニチュード8.0以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>「半割れケース」で想定される大津波警報・津波警報の発表イメージ</p> <p>「半割れケース」で想定される地震動・津波の状況</p>
<p>一部割れケース (被害限定ケース)</p>	<p>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震（マグニチュード 7.0 以上）の地震が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>「一部割れケース」で想定される津波警報等の発表イメージ等</p>
<p>ゆっくりすべり (被害なしケース)</p>	<p>南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p>

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(3) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



<参考> 南海トラフ地震臨時情報発表時の**防災対応** (ガイドライン、手引きの概要)

- 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表された際の対応
 - ・発表後 1 週間までは、事前避難対象地域の市民は事前避難。それ以外の市民は、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
 - ・発表後 2 週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
- 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表された際の対応
 - ・発表後 1 週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。

	プレート境界の M 8 以上の地震	M 7 以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後 <small>「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合</small>	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の状況に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間			
2 週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン (内閣府))

後発地震に備える状況として「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表される場合、本市域において既に震度 5 弱以上が発生または、大津波警報が発表され本計画が発動していることが想定される。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応

(1) 市の対応

① 災害対策本部の設置

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際に、市は、災害対策基本法及び豊橋市災害対策本部条例その他の関係規則に基づく**災害対策本部を直ちに設置**する。大津波警報の発表等により、既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持する。
- 市は、関係機関等との連絡調整、及び、市民や事業者に対して後発地震への備えを徹底する旨の周知を的確に実施する。
- 災害対策本部は、速やかに事前避難対象地域の市民に対して**避難指示を発令**し、自主避難が必要な市民に対して自主避難を呼びかけるとともに、後発地震に備えるよう全ての市民に周知を徹底する。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、避難情報を解除するとともに、全ての市民に対して、日ごろからの地震への備えの再確認などを呼びかけ、更に1週間は後発地震に備える。
- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、市は災害対策本部を廃止する。市民に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう促す。

- 市は、次に示す関係機関との連絡調整を開始する。また、次に示す機関は、災害対策本部へ必要な情報を報告する。

- ・ 関係機関（警察、消防（消防団）、自衛隊、愛知県等）
- ・ 市の出先機関
- ・ ライフライン事業者（電気・ガス・通信事業者）
- ・ 交通機関（鉄道・バス）
- ・ 各協定締結業者及び関係団体
- ・ 各小中学校等、幼稚園・認定こども園・保育園及び市所管公共施設
- ・ その他、関係者

- 市は、全ての市民に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の再確認、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するよう呼びかけるとともに、事前避難対象地域の市民は直ちに避難を開始するよう、あらゆる手段・媒体を用いて、多重の通信手段により周知を徹底する。

周知媒体	ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、ケーブルテレビ・FM ラジオ、同報系防災行政無線、緊急速報メール、Hazardon（携帯アプリ）、デジタルサイネージ、Yahoo! 防災速報、フェイスブック、X など SNS、広報車による周知 など
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前避難対象地域の市民は、直ちに避難を開始 ○ 事前避難対象地域以外の市民で、耐震性が低い住宅や土砂災害警戒区域の斜面際などに住んでいる市民は、自主避難を開始 ○ これ以外の市民は、日頃からの地震の備えを再確認するなど、今後2週間は後発地震に備える ○ 事業者は、従業員や来客者等の安全確保を最優先し、最大限の注意を払いつつ、必要な事業を継続 ○ 火気の使用を控えるなど、後発地震による火災の発生に備える

- 災害対策本部は、市民等からの問合せ等に対応する窓口を設置する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した際に、災害対策本部体制の各部班で実施すべき主な業務については、次のとおりとする。

(7) 統括調整部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
災害対策本部 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各部・班との連絡調整、被害状況のとりまとめ及び報告 ・災害対策本部の設置・運営・廃止 ・職員の動員・配備 ・関係機関との連携・情報交換 ・避難所の設置・運営（開設する避難所に限る）
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の実施 ・市民対応窓口の設置・運営に係る手順確認・準備 ・国・県との連携
消火救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震に備えた拠点機能確保に係る手順確認・準備 ・消防職員・消防団の動員・配備 ・避難情報の伝達、緊急広報及び避難誘導
庁舎班	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者等への情報伝達、庁舎内の後発地震対策の実施 ・後発地震発生後における庁舎及び車両並びに情報資産の管理に係る手順確認・準備
議会班	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会への情報伝達 ・災害対策本部と市議会との連絡調整

(1) 保健医療対策部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
保健医療 衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後の医療救護に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の保健指導・防疫衛生対策に係る手順確認・準備 ・後発地震に備えた食品衛生、生活衛生、動物管理に係る手順確認・準備
市民病院班	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者及び外来患者等への情報伝達、市民病院内の後発地震対策の実施 ・後発地震に備えた市民病院の医療救護活動に係る手順確認・準備 ・保健医療衛生班との連携準備

(ウ) 被災者救援部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
福祉支援班	<ul style="list-style-type: none">・指定福祉避難所の設置・運営（開設する避難所に限る）・要配慮者の支援（福祉関係団体等との連携など）・避難所外避難者の対応及び支援・後発地震発生後における帰宅困難者対策に係る手順確認・準備
被災者対策班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後における行方不明者の調査、遺体の埋火葬に係る手順確認・準備・後発地震発生後におけるボランティア及び通訳等の受入準備・手順確認
教育対策班	<ul style="list-style-type: none">・学校関係者及び児童施設等への情報伝達、後発地震対策の実施・児童生徒及び放課後児童クラブに通う児童の避難誘導及び通学路の安全確保
こども支援班	<ul style="list-style-type: none">・保育園への情報伝達、後発地震対策の実施・園児の避難誘導・こどもに関する福祉関係団体等との連携

(I) 物資企業部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
企業対策班	<ul style="list-style-type: none">・関係者への避難情報の伝達、後発地震対策の実施啓発・商業及び工業、港湾関係機関との連携
物資食料班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後における物資搬送及び食料調達に係る手順確認・準備・後発地震発生後における農地及び農業施設復旧に係る手順確認・準備

(オ) 生活基盤対策部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
土木班	<ul style="list-style-type: none">・道路及び河川の巡視、後発地震対策の実施・後発地震発生後の道路啓開の早期実施手段の検討、道路機能確保に係る手順確認・準備・後発地震発生後の河川機能確保に係る手順確認・準備
廃棄物班	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理施設及び車両等の巡視、後発地震対策の実施・災害廃棄物処理に係る手順確認・準備・仮設トイレの確保に係る手順確認・準備
ライフライン班	<ul style="list-style-type: none">・ライフライン事業者等との連携、情報共有・公園の巡視、後発地震対策の実施・事前避難対象地域の公園等の閉鎖措置
動植物公園班	<ul style="list-style-type: none">・来園者への情報伝達、避難誘導・動植物園内の後発地震対策の実施
上下水道班	<ul style="list-style-type: none">・水道施設及び下水道施設の巡視、後発地震対策の実施・後発地震発生後の水道施設、及び、下水道施設の早期復旧に係る手順確認・準備・後発地震発生後における応急給水に係る手順確認

(カ) 生活再建支援部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
証明・義援金班	<ul style="list-style-type: none">・被害状況の緊急調査体制の編成及び準備・後発地震発生後の罹災調査及び罹災証明発行業務に係る手順確認・準備・後発地震発生後の見舞金、義援金等業務に係る手順確認・準備
建築物班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後の公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備・建築物及び宅地の応急危険度判定に係る体制整備・手順確認

第3章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の定義

1 定義

本市における非常時優先業務とは、発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「災害応急対策業務（地域防災計画に定める災害応急対策業務、早期に実施すべき優先度の高い復旧業務）」、「優先度の高い通常業務」のことをいう。（第1章第3節「BCPの位置づけ」参照）

第1章第4節「基本方針」に基づき、以下の基準により、非常時優先業務の選定を行った。

【非常時優先業務】

表3-1

分類		評価基準
災害応急対策業務		地域防災計画に定める災害応急対策業務・早期に実施すべき優先度の高い災害復旧業務（災害対策本部規程で定める災害対策業務）
優先度の高い通常業務	継続する業務（A）	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産または市民生活に影響が生じるため、中断することが不可能で継続しなければならない業務。 （状況によって人数を縮小する場合がある。）
	変更して対応する業務（B）	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産または市民生活への影響はあるが、簡略化等により変更して対応を継続する業務。

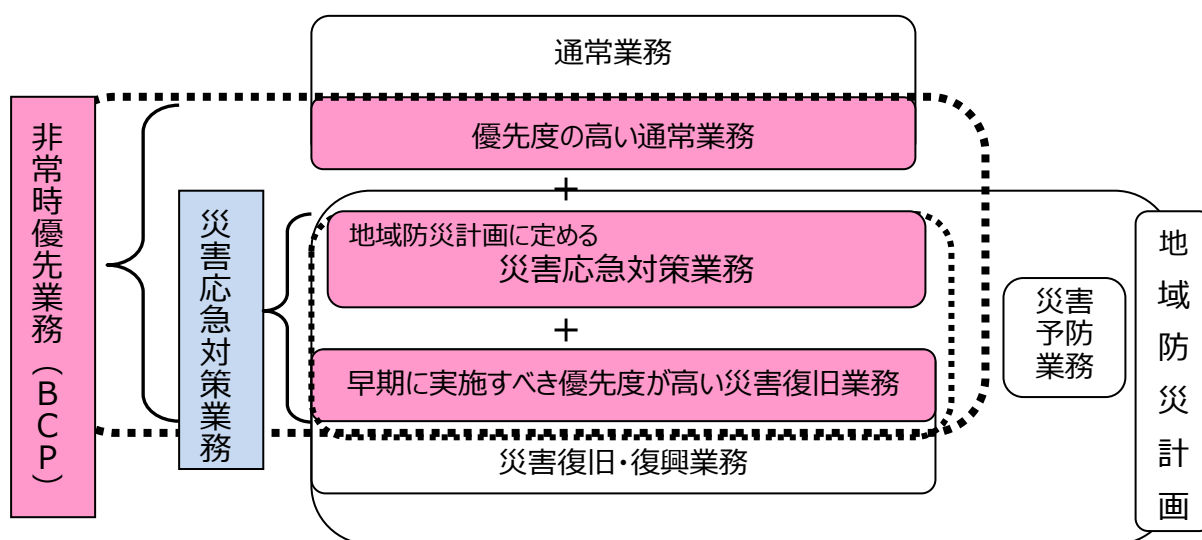


図3-1 非常時優先業務 のイメージ図

第2節 業務開始目標時間設定ガイドライン

1 業務開始目標時間設定ガイドライン

選定した非常時優先業務に、本市の業務継続計画で定めるべき業務開始目標時間の大枠を示すため業務開始目標時間設定ガイドラインを作成した。

表 業務開始目標時間設定ガイドライン【災害応急対策業務】

表 3-2

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・消火・救助・救急の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人・場所の確保、非常用通信手段確保、地震・津波情報等の収集等） ・被害状況の概要把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・広域応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ・避難所の開設受入業務 ・公共建築物の応急危険度調査等（庁舎等の重要建築物） ・応急救護所の開設 ・広域応援要請（警察、消防、DMAT等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・報道機関への広報・報道等
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ・市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等のインフラ・ライフライン） ・衛生環境の回復に係る業務（保健衛生活動等） ・災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） ・遺体の取扱い業務（収容、保管、埋火葬に係る事務手続き等）
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、物資等の輸送手段の確保、供給等） ・自主防災組織との連絡調整、ボランティアとの連携に係る業務 ・火薬類、毒・劇物等の応急対応
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法関係業務 ・災害関連情報の広報・報道業務 ・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・復旧・復興に係る初動体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の応急危険度判定等 ・避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯、保健師の派遣等） ・市街地の清掃に係る業務（ごみ処理等） ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・生活再建等に係る広報・広聴業務
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書発行のための申請受付・判定調査業務 ・罹災証明書の発行業務 ・火災調査・個別被害状況調査業務 ・災害ボランティアセンターの開設
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援金の申請受付・支給、住宅確保、建築等の許認可・届出受付等） ・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
1ヶ月以内		

表 業務開始目標時間設定ガイドライン【優先度の高い通常業務】

表 3-3

業務開始 目標時間	該当する業務の 考え方	代表的な業務例
1時間以内	・継続しなければなら ない業務の被害状況の把握、 復旧の準備	・市民病院、消防、水道、老人ホーム等の24時間継続施設の業務の被害状況の把握、復旧の準備 ・組織的な業務遂行に必要な業務
3時間以内		
6時間以内		
12時間以内		
1日以内	・重大な行事の 手続き	・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） ・重要な業務システム（インターネット、庁内ネットワーク、住民情報システム等）の再開に関する業務 ・公印管理等
3日以内	・他の業務の前提と なる行政機能の 回復	・業務システムの再開に関する業務
1週間以内	・窓口行政機能の 回復	・窓口業務の再開（届出受理、証明書発行等） ・教育再開に係る業務
2週間以内		・金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
1ヶ月以内	・その他の行政 機能の回復	・その他の業務

[業務開始目標時間設定の根拠]

- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成 28 年 2 月改定 内閣府)
- ・中央省庁業務継続ガイドライン (平成 19 年 6 月 内閣府)
- ・愛知県庁業務継続計画 (愛知県庁 B C P) 【南海トラフ地震想定】 (平成 21 年 11 月 【平成 28 年 3 月改定】愛知県)
- ・阪神淡路大震災などの過去の災害対応事例
- ・平成 23・24 年度 B C P 策定時における各課ヒアリング結果
- ・その他の参考文献 ～東日本大震災の教訓等に係る関連資料～
 - 東日本大震災-宮城県の 6 ヶ月間の災害対応とその検証- (平成 24 年 3 月 宮城県)
 - 東日本大震災に係る災害対応検証報告書 (平成 24 年 2 月 岩手県)
 - 釜石市東日本大震災検証報告書 (案) (平成 24 年 3 月 釜石市)
 - 東日本大震災における災害対応行動の検証報告書 (平成 24 年 3 月 宮古市)
 - 東日本大震災災害ボランティアセンター報告書 全国社会福祉協議会 (平成 23 年度) 等

2 業務開始目標時間の考え方

「業務開始目標時間」とは、それぞれの業務の開始・再開の目標とする時期のことを指し、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指すものとする。

第3節 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務数

第1節・第2節により選定した本市の非常時優先業務は、729業務となった。

表 非常時優先業務数

表 3-4

業務の分類	非常時優先業務数	休止業務数 (1か月)	計
災害応急対策業務	309	—	309
通常業務	420	731	1,151
計	729	731	1,460

※ 災害応急対策業務の部・班ごと、通常業務の課ごとの詳細な内訳については、本節4「非常時優先業務（災害応急対策業務）」、本節5「非常時優先業務（優先度の高い通常業務）」を参照

2 災害対策本部体制における災害応急対策業務の概要

災害時において、各部・班が円滑に業務を遂行するためには、市全体で実施すべき業務の全体像を把握する必要がある。

次において、各部・班が、他部・班における災害応急対策業務の概要を把握できるよう、災害対策本部規程に基づく「大分類（主な業務）」を用い、各部・班の主な災害応急対策業務の業務開始目標時間別の業務数の推移を示す。

【主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 発災～6 時間以内】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1 時間以内（主な業務）	業務数	3 時間以内（主な業務）	業務数	6 時間以内（主な業務）	業務数
全部班・共通		体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告（第1報）	26	⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	・災害対策本部の設置 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）に関する業務 ・被害状況の取りまとめ	8	・災害対策本部の運営 ・災害情報の収集伝達及び本部員会議等への報告 ・他機関への応援要請 ・避難所の開設及び運営	8	・災害応急対策に係る全体調整及び進行管理 ・近隣市町村の被害状況の収集	5
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	・緊急広報班の編成 ・報道機関への避難勧告等の緊急放送の要請	3	・放送機関に対する専用窓口の開設 ・市民及び民間協力機関などへの情報提供 ・市民対応窓口の開設準備	6	・市民対応窓口の運営	3
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	・消火、救助及び救急活動体制の確立	13	・緊急消防援助隊等受援に関する業務	1	⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	・豊橋市役所消防計画（避難誘導、初期消火、応急救護）に関する業務 ・庁内情報資産の被害状況の取りまとめ及び報告 ・本庁舎機能の確保及び復旧	4	・車両の賃借及び配車計画に関する業務 ・緊急通行車両の確保	2	⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	・議員の罹災状況の把握等連絡体制の確保 ・議員からの被害情報等の取りまとめ及び災害対策本部への情報提供・要請 ・災害対策本部から議員への被害状況等情報提供	3	・議員控室の設備等の機能回復 ・議会開催（臨時会等）に向けた議場等会議室の設備等の機能回復 ・議会開催に向けた災害対策本部と市議会との連絡調整 ・議員の参集及び議会内の会議の開催	4	⇒	
保健医療対策部	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	・臨時救護基幹センターの設置 ・医療機関の被害状況の調査、負傷者の収容状況の把握及び重傷者の病状把握	2	・医師会、病院等医療機関、関係協力機関との連絡調整及び応援要請 ・応急救護所の開設及び運営	3	・医薬品及び衛生器材の調達と管理搬送 ・食品の衛生に関する業務	9
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	・市民病院の対策本部の設置 ・既設部門の医療における優先順位の決定	7	・トリアージ・治療エリアの立上げ ・必要な薬剤・物品・備品等の確保・配分 ・保健医療衛生班の連携に関する業務	9	・ボランティア（含む、看護学生）の登録・配置	2
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	・入所者の救護及び被災状況の調査（総合老人ホーム）	1	・介護・高齢者、障害福祉施設の被害状況の取りまとめ及び施設入所者の安否確認 ・帰宅困難者等支援施設の開設及び運営	3	・避難行動要支援者の安否及び所在の確認	1
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	・斎場の被災状況の確認 ・災害ボランティアセンター開設準備室設置（判断）	2	—		・行方不明者の捜索受付等 ・遺体収容施設の確保及び運営 ・遺体の収容措置に関する保健医療対策部との連携に関する業務	5
	教育対策班	教育対策に関する事	・児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保	1	⇒		⇒	
	こども支援班	子どもの支援に関する事	・園児等の避難誘導	1	⇒		⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	・津波からの緊急避難場所の確保	1	—		・自主防災組織（明海地区、神野地区）との連携	1
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	—		・農地、農業用施設及び海岸保全施設の被害状況の調査及び情報収集	1	・防災倉庫から避難所等への物資の搬送 ・緊急物資及び資機材の調達及び賃借	2
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	—		・施設設備の被害拡大防止対策 ・有害物質漏出事発生状況の把握	2	・仮設トイレの確保及び配置計画に関する業務 ・収集、運搬に係る各課、各施設との連絡調整	2
	土木班	道路、河川に関する事	・道路、橋梁等の被害状況の調査及び情報収集 ・緊急輸送道路などの被害調査	2	・班内に係る公共土木施設（所管施設を含む）の被害状況の取りまとめ及び報告 ・河川、水路、排水機場等の被害状況の調査及び情報収集	2	・災害復旧協定締結機関との連絡調整 ・道路啓開及び道路、橋りょう等の応急修理 その他緊急措置 ・建設機械の調達及び配車	6
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	—		・電気・ガス等のライフラインの被害の把握	1	・公園緑地、街路樹等応急修理その他緊急措置 ・区画整理施行地区内における道路等公共土木施設の応急修理その他緊急措置	3
	動植物公園班	施設対策に関する事	・【開園時における】来園者の安全確保 ・来園者をはじめ帰宅困難者（二川駅滞留者の一時受入）の対応	3	⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	・断水区域内の調査 ・施設の運転監視 ・処理場及びポンプ場施設に係る被害状況の調査 ・下水道管まきの被害状況の情報収集と調査	4	・市民への広報 ・災害復旧の受援（日水協） ・他都市、関係機関等への協力要請 ・取水、浄水施設等の復旧 ・応急給水 ・処理場及びポンプ場施設の被害調査 ・処理場及びポンプ場施設に係る修理復旧	8	・水質管理	1
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	・被害状況の緊急調査体制の編成 ・被害状況の緊急調査（住家）の実施	2	⇒		⇒	
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	・公共建築物の被害状況の把握 ・民間建築物の被害状況の把握	3	・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設 用地の確保	1	・公共建築物の応急危険度調査 ・公共建築物の応急対応 ・応急危険度判定実施本部の設置 ・市営住宅の応急危険度調査	5

85

51

45

【主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 12時間～3日】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	12時間以内（主な業務）	業務数	1日以内（主な業務）	業務数	3日以内（主な業務）	業務数
全部班・共通		体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告		⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関すること 避難所に関すること	・災害救助法の適用申請に関する業務	2	⇒		・災害に伴う職員の安全、健康管理 ・被災者の生活確保安定に関する支援策の取りまとめ	2
	広報班	広報、市民対応窓口に関すること	⇒	3	・広報車による広報活動	1	・被災後の生活関連情報、行政施策等の広報	1
	消火救助班	消火、救助及び救急に関すること	⇒		⇒		⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関すること	⇒		・市有財産及び所管施設の被害状況の取りまとめ及び報告 ・行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワーク復旧の体制整備 ・災害救助に伴う予算経理	3	・災害時の利活用可能地の確認	1
	議会班	議会との調整に関すること	⇒		⇒		⇒	
保健医療対	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関すること	・医療ボランティアに関する業務	1	・防疫衛生対策に関する業務	1	・保健指導・健康管理に関する業務 ・栄養指導に関する業務	2
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関すること	⇒		⇒		⇒	
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関すること	⇒		・食品に関する連絡調整 ・被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与に関する連絡調整 ・被災者の保険診療	3	・要配慮者相談窓口の開設	1
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関すること	・社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携に関する業務	1	・被災者のボランティアニーズの把握及び災害ボランティアコーディネーターとの連携 ・災害時多言語センターの設置 ・防犯対策に係る警察との連携	3	・行旅病人及び行旅死亡人に関する業務 ・火葬方法の検討、火葬場の手配 ・災害ボランティアセンターの開設 ・災害ボランティアセンター開設時のボランティアの受入れ及び活用 ・災害ボランティアセンター開設時のボランティア活動に必要な情報の提供	5
	教育対策班	教育対策に関すること	⇒		⇒		⇒	
	子ども支援班	子どもの支援に関すること	⇒		⇒		⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関すること	⇒		・港湾関係施設の被害状況の取りまとめ及び報告 ・工業及び商業の被害調査 ・港湾関係機関との連絡調整	3	⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関すること	・救援物資の受入基地や受援受入基地など物資の集積場所の開設・運営・出納管理 ・物資輸送ルートの確保 ・舟艇（漁船）の確保	3	・罹災者用物資のあわせ	1	・物資の出納管理の取りまとめ ・炊き出し用米穀（救助用米穀）にかかる応急供給米穀取扱機関との連絡調整 ・ため池など農業用施設の応急修理その他緊急措置	8
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関すること	・災害に伴う廃棄物の情報収集及び処理計画に関する業務 ・災害復旧の受援に関する業務 ・道路啓開に伴う関係機関及び部班との連絡調整	6	・仮設トイレの設置 ・定期収集及び処理施設での受入停止の決定及び市民への周知	2	・災害に伴う廃棄物（し尿含む。）の収集及び運搬 ・廃棄物の仮置場に関する業務 ・廃棄物の排出場所等の確保 ・災害に伴う廃棄物の埋立処分 ・飲料水等確保のための地下水揚水設備所有者への協力要請	10
	土木班	道路、河川に関すること	・避難所及び災害現場への緊急車両等の緊急通行道路の確認確保 ・河川、水路、排水機場等の障害物の除去	4	⇒		⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関すること	・公共交通機関の被害や運行状況の把握	1	⇒		・市街地の被災状況の把握	1
	動植物公園班	施設対策に関すること	⇒		⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関すること	⇒		・他自治体等からの応援隊の受け入れ		・応急修理及び緊急措置に要する諸資材の確保 ・給水装置の応急復旧 ・ライフライン関係機関との応急復旧の連絡調整 ・導、送、配水管の応急復旧 ・下水道管きよの応急復旧	8
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関すること	⇒		・金融機関の被害状況の把握	1	・義援金の受領	1
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関すること	⇒		・応急危険度判定士の連絡調整・受入れ ・災害救助法に基づく応急借上げ住宅に関する業務	2	・被災宅地危険度判定士の連絡調整、受入れ ・被災建築物の応急危険度判定の実施 ・被災宅地危険度判定の実施 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務 ・市営住宅の応急修理	5

17

24

44

【主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 1週間以内～1ヶ月以内】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1週間以内（主な業務）	業務数	2週間以内（主な業務）	業務数	1ヶ月以内（主な業務）	業務数
全部班・共通		体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告		⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	⇒		⇒		・労務者の雇上げ	1
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	⇒		⇒		⇒	
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	⇒		⇒		⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	⇒		⇒		⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	⇒		⇒		⇒	
保健医療対	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	⇒		⇒		⇒	
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	⇒		⇒		⇒	
被災者支援部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	⇒		⇒		⇒	
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	・被災者の生活相談	1	⇒		⇒	
	教育対策班	教育対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	子ども支援班	子どもの支援に関する事	⇒		⇒		⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	・農林水産業の被害証明	1	⇒		・農業用施設及び海岸施設の復旧	1
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	⇒		・災害に伴う廃棄物（し尿を含む。）の受入・中間処理	1		
	土木班	道路、河川に関する事	⇒		⇒		⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	⇒		・復興都市計画に関する業務	1	⇒	
	動植物公園班	施設対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	⇒		⇒		⇒	
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	・被災状況（住家）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告 ・被災者台帳作成 ・罹災証明の発行	3	・義援金の配分計画の策定 ・義援金の配分 ・被災者生活再建支援金の申請受付・支給	3	・見舞金等の支給	1
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	・被災住宅等の復旧に伴う業者指導及び相談	1	・住宅金融支援機構災害貸付けに関する業務 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の調整に関する業務	2	・災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居及び管理に関する業務	1

9

7

4

3 各部・班における災害対応のイメージ

災害対策本部体制の各部・班において、実施すべき非常時優先業務の流れと全体像を整理するため、同種の非常時優先業務をまとめた「中分類」を新たに設け、主な非常時優先業務に係る災害対応のイメージ（フロー）を作成した。

本フローは、各部・班の災害対応の全容を把握する目的で作成したものであり、各部・班の行う災害対応の全体像を各部間で共有するとともに、今後班ごとに災害対応マニュアルを検討・作成する際の参考とすることも想定している。

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 災害対策本部事務局

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○各部との連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		災害対策本部に関すること								
		○災害対策本部の設置								
		○避難情報の発令								
		○災害対策本部の運営								
		○災害応急対策の方針に係る企画・立案								
		職員の動員・配備に関すること								
		○非常配備体制、各部・班の配置要員の把握								
		○職員への安全、健康管理								
○労働者の雇い上げ										
災害関連情報・被害状況の収集報告に関すること										
○被害状況の取りまとめ										
○災害情報の収集伝達及び本部会議等への報告										
○国・県の施設の被災状況の把握、近隣市町村の被害状況の収集										
避難所運営に関すること										
○避難所の開設及び運営										
○所管施設が避難所として開設された場合の協力及び協力要請										
他機関等との連携に関すること										
○関係協力機関との連絡調整、自衛隊の災害派遣要請、応援要請										
○災害調査団の受入れ										
災害救助法に関すること										
○災害救助法の適用申請に関する業務										
その他の業務										
○被災者の生活確保安定に関する支援対策の取りまとめ										
主な通常業務	○防災対策、国民保護その他危機管理に関する総合的な企画及び調整									
	○防災施設（耐震性貯水槽、防災備蓄倉庫等）の確認									
	○市議会対応、選挙の執行等									
	○印刷室の管理（災害時の広報印刷）									
	○中核市市長会との連絡調整（援助要請等）									
	○住民監査請求等の要求監査の実施									
	○職員の給与関係									

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 広報班

		業務開始目標時間									
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ									
		○広報班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告									
		広報に関すること									
		○緊急広報班の編成									
		○報道機関に対する専用窓口の開設			○災害の記録に関する業務			○広報車による広報			○被害後の生活関連情報、行政施策等の広報
主な通常業務		市民対応窓口に関すること									
		○市民対応窓口の開設準備									
		○市民対応窓口の運営									
		国、県等との連携に関すること									
		○関係省庁その他関係機関との連絡調整等			○国、県等に関する要望及び陳情の取りまとめ						
		その他の業務									
		○本部長及び副本部長の秘書									
		○国、県関係者の応接									
		○防犯関係パトロール、広報（青バト活用）									
		○政策会議、調整会議（緊急なものに限る）									
○「広報とよはし」などの編集、発行											
○市長会の業務											
○市民のメールボックスに関する業務											

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 消火救助班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○消火救助班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		災害関連情報・被害状況の収集報告に関する事								
		○災害情報の収集伝達及び災害対策本部への報告、気象情報の収集及び伝達								
		拠点機能確保に関する事								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○消防署等の活動資機材の確保、指揮本部の運用業務、消防通信の運用及び確保								
		職員の動員・配備に関する事								
		○災害現場の通信統制、災害活動における消防隊の指揮、消防団の配備に関する業務								
		○緊急消防援助隊等受援に関する業務								
		避難支援に関する事								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○高齢者等避難、避難指示の伝達、緊急広報及び避難誘導								
		○災害活動の指揮、各種災害関係の情報の収集及び伝達								
		○各種災害関係の情報の収集及び伝達、火災その他災害の警戒及び防御								
		○消防相互応援協定								
		○危険物の規制・液化石油ガスの保全								
○火災等の原因及び損害の調査										
○り災証明、救急搬送証明										
○メディカルコントロール										
○震災以外のり災証明、救急搬送証明										

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 庁舎班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○庁舎班内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ及び報告								
主な通常業務		庁舎等の管理に関すること								
		○豊橋市役所消防計画(避難誘導、初期消火・応急救護)、本庁舎機能の確保及び復旧								
		○車両の貸借及び駐車計画に関する業務、緊急通行車両の確保及び公安委員会への申請								
		○市有財産及び所管施設の被害状況の取りまとめ及び報告								
		○災害時の利活用可能地の確認								
		情報資産に関すること								
		○庁内の情報資産(ハードウェア、ソフトウェア等)の被害状況の取りまとめ及び報告								
		○行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワークの復旧								
		その他の業務								
		○災害救助に伴う予算経理								
		○庁舎内外の巡視、警備、案内、構内の取締り								
		○行政情報管理システムの運用管理								
		○住民情報システムの運用管理								
		○各会計予算編成事務								
		○地方交付税、譲与税、交付金関係事務								
		○決算統計関係事務								

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 議会班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○議会班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		議会との調整に関すること								
		○議員の罹災状況の把握等連絡体制の確保								
		○議員からの被害情報等の取りまとめ及び災害対策本部への情報提供・要請								
		○災害対策本部から議員への被害状況等の情報提供								
		○議員控室の設備等の機能回復								
		○議会開催(臨時会等)に向けた議場等会議室の設備等の機能回復								
		○議会開催に向けた災害対策本部と市議会との連絡調整								
		○議員の参集及び議会内の会議の開催								
主な通常業務						○本会議開催中の議会運営				
						○公印の管理				
										○本会議閉 会中の議会運 営

【各部・班における災害対応のイメージ】

保健医療対策部 保健医療衛生班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○保健医療対策部内、保健医療衛生班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		医療救護に関すること								
		○医療機関の被害状況の調査、負傷者の収容状況の把握及び重傷者の病状把握								
		○臨時救護基幹センターの設置								
		○応急救護所の開設及び運営								
		○医師会、病院等医療機関、関係協力機関との連絡調整及び応援要請								
		○遺体の検案及び収容処置に関する被災者救援部との連携に関する業務								
		○医療ボランティアに関する業務								
		保健指導、防疫衛生対策に関すること								
○保健指導、健康管理に関する業務										
○栄養指導に関する業務										
○防疫衛生対策に関する業務										
食品衛生に関すること										
○食品の衛生に関する業務										
○食品衛生関係団体との連絡調整										
生活衛生に関すること										
○生活衛生関係団体との連絡調整										
動物の管理に関すること										
○死亡獣畜の適正処理の指導										
○特定動物の適正管理指導										
○被災犬等の保護収容										
主な通常業務	○難病患者等の支援(緊急対応)									
	○急性感染症対策業務									
	○専用水道等の衛生検査									
	○母子健康手帳等の交付									
	○墓地及び埋葬等の規制									
○と畜検査業務(TSE 検査を含む)										

【各部・班における災害対応のイメージ】

保健医療対策部 市民病院班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 部・班の連絡調整、取りまとめ ○市民病院班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告 								
		<ul style="list-style-type: none"> 市民病院の医療救護活動に関すること(災害拠点病院として新たに設置する部門) ○市民病院の災害対策本部の設置 ○現場指揮・入院先の決定・本部と現場の連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○トリアージ・治療エリアの立上げ ○症状に応じた初期治療・情報管理 ○患者の搬送 ○登院職員登録、GM・本部への連絡 ○院内外での患者・家族・関係者の誘導・案内 ○災害時薬剤の準備・投与 ○ボランティア(含む、看護学生)の登録・配置 								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 市民病院の医療救護活動に関すること(既設の部門) ○入院患者の維持治療・看護、患者の受入れ ○既設部門の医療における優先順位の決定 ○治療・透析等の安全な中止・帰宅(入院)指示 ○施設・機器の保全・管理・確保 ○受付・医療事務業務等 <ul style="list-style-type: none"> ○必要な薬剤・物品・備品等の確保・配分 ○遺体安置・引き取りの手続き ○入院患者・職員への食料の供給 								
		<ul style="list-style-type: none"> 他部班との連携に関すること ○保健医療衛生班の業務との連携 								
		<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーセンター、防災センターの管理 ○患者通訳、入退院関連、医療事務等委託業者との連絡調整 ○医療安全、医療事故の防止対策の推進、体制整備 ○患者の診療、X線写真撮影・放射線治療機操作、検体検査(血液、生化学、免疫、微生物、病理等) ○生命維持管理装置の操作、給食業務の管理指導、薬品管理、入院患者の看護 								
		<ul style="list-style-type: none"> ○薬品、試薬、診療材料、物品の調達 ○診療報酬等の収入の算定、診療報酬の調定 ○病院総合情報システムの管理、運用調整 ○医療福祉相談、公費負担医療関連 ○院内グループウェアの管理、運用調整 ○委託業務 契約 								

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援部 福祉支援班

		業務開始目標時間										
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内		
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ										
		○被災者救援部内、福祉支援班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告										
		要配慮者の支援に関すること										
		<ul style="list-style-type: none"> ○介護・高齢者、障害福祉施設の被害状況の取りまとめ及び施設入所者の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の安否及び所在の確認 ○福祉避難所の開設並びに当該施設への職員の派遣・ボランティアの派遣要請 ○要配慮者相談窓口の開設 										
避難所外避難者に関すること												
○避難所外避難者への支援												
帰宅困難者対策施設に関すること												
<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者等支援施設の開設及び運営 ○豊橋駅周辺の帰宅困難者の避難誘導 												
被災者の保険診療に関すること												
○被災者の保険診療												
総合老人ホームに関すること												
○入所者の救護及び被災状況の調査												
主な通常業務		○病患者の治療、医療措置等医師の補助										
		○独居高齢者等への生活支援										
		○民生委員との連絡調整										
		○市民活動総合補償制度に関する業務										
		○国民健康保険の各種受付										
○子育て相談(電話で受付)												

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援部 被災者対策班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類） 非常参集・初動体制の確立 主な通常業務	部・班の連絡調整、取りまとめ ○被災者対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告									
	遺体や行方不明者の調査等・埋火葬に関する事 ○斎場の被災状況の確認 ○行方不明者の捜索受付等 ○死亡届等に基づく死体の身元調査事務 ○遺体収容施設の確保及び運営 ○遺体の収容措置に関する警察との連携に関する業務 ○火葬方法の検討及び火葬場の手配									
	ボランティア、通訳等の受け入れ・適正配置に関する事 ○社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携に関する業務 ○災害時多言語センターの設置 ○外国人被災者の情報提供 ○災害ボランティアセンターの準備・開設									
	その他の業務 ○防犯対策に係る警察との連絡調整 ○被災者の生活相談									
	○斎場の管理運営									
	○防犯関係パトロール、広報（青バト活用）									
	○民生委員との連絡調整									
	○通訳・翻訳等による外国人への情報提供									
	○住民自治（自治連合会）									

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援部 教育対策班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○教育対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		児童等の避難誘導及び通学路の安全確保								
		○児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保								
		児童の避難誘導及び安全確保								
		○児童クラブ等に通っている児童の避難誘導及び安全確保								
		教育再開に関すること								
		○応急教育の体制整備								
		児童クラブ再開に関すること								
		○児童クラブ再開の体制整備								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	文化財の保管に関すること								
		○収蔵資料の被害状況確認								
		○教育委員との連絡調整（初動体制）								
		○児童生徒に対する状況把握								
		○学校施設維持管理・点検（教育再開に係る業務）								
		○校区外通学、就学援助等の申請手続き								
		○適応指導教室の運営								
		○学校経理								
		○学校施設の営繕・維持管理								
		○市立学校の児童生徒の罹患状況の把握								
○給食施設、設備の維持管理										
○美術博物館所管施設の維持管理										

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援隊部 こども支援班

		業務開始目標時間									
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ									
		○こども支援班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告									
主な通常業務		園児等の避難誘導									
		○園児等の避難誘導									
		要配慮者の支援に関すること									
		○こどもに関する福祉関係団体との連絡調整									
		幼児教育・保育再開に関すること									
		○幼児教育・再開の体制整備に関する業務									
								○子ども医療費、母子父子家庭等医療費助成の受付			
								○児童手当、児童扶養手当、母子父子福祉手当の受付			
										○子育て支援に関する業務	

【各部・班における災害対応のイメージ】

物資企業部 物資食料班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ ○物資企業部内・物資食料班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		物資の搬送に関すること ○防災倉庫から避難所等への物資の搬送 ○救援物資の受入基地など物資の集積場所の開設・運営・出納管理 ○物資輸送ルートの確保 ○罹災者用物資のあっせん ○物資の出納管理の取りまとめ								
		食料の調達に関すること ○救助用米穀等の確保及び応急供給 ○炊き出し用米穀（救助用米穀）に係る応急供給米穀取扱機関との連絡調整								
		農地、農業施設に係る応急・復旧に関すること ○農地、農業用施設及び海岸保全施設の被害状況の調査及び情報収集 ○ため池など農業用施設の応急修理その他緊急措置 ○農林水産業の被害証明								
		緊急物資等の調達・貸借に関すること ○緊急物資及び機材等の調達及び貸借								
		その他の業務 ○舟艇（漁船）の確保								
主な通常業務	○農地基本台帳（農業行政情報システム）									
	○家畜の防疫									
	○金融の相談受付・調査									
	○事業（農業・畜産）農用地証明									

【各部・班における災害対応のイメージ】

物資企業部 企業対策班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○企業対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告					被害状況の収集報告に関すること			
主な通常業務		他機関等との連携に関すること								
		○津波からの緊急避難場所の確保				○港湾関係機関との連絡調整				
		○自主防災組織（明海地区、神野地区）との連携に関する業務						○金融の相談受付・調査		
								○企業立地促進奨励金に関する業務		
								○中小企業振興対策		

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 廃棄物班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○廃棄物班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		仮設トイレに関すること								
		○仮設トイレの確保及び配置計画に関する業務								
		○仮設トイレの設置								
		廃棄物処理の計画に関すること								
		○災害に伴う廃棄物の情報収集及び処理計画に関する業務								
		○定期収集及び処理施設での受入停止の決定及び市民への周知								
		○他都市との連絡調整								
		廃棄物の仮置場に関すること								
○廃棄物の仮置場に関する業務										
○廃棄物の仮置場における環境汚染状況の把握										
主な通常業務		廃棄物の中間処理に関すること								
		○施設設備の被害拡大防止対策								
		○委託業者の被害状況と業務遂行の可否の確認								
		○災害に伴う廃棄物（し尿含む。）の受入れ・中間処理								
		廃棄物の埋立処分に関すること								
		○災害に伴う廃棄物の埋立処分								
		環境汚染防止に関すること								
		○有害物質漏出事故発生状況の把握								
		○環境汚染防止対策								
		その他の業務								
○道路啓開に伴う関係機関及び関係者の連絡調整										
○飲料水等確保のための地下水揚水設備所有者への協力要請										
○施設の維持管理及び運転										
○特定化学物質、危険物等の管理・保管										
○一般廃棄物処理業の許可（更新）										
○浸出水処理施設の稼働										

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 土木班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○生活基盤対策部内、土木班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		被害状況の収集報告に関すること								
		○班内に係る公共土木施設（所管施設を含む）の被害状況の取りまとめ及び報告								
		道路等の機能確保・二次災害防止に関すること								
主な通常業務		○道路、橋りょう等の被害状況の調査及び情報収集								
		○緊急輸送道路などの被害調査								
		○道路啓開及び道路、橋りょう等の応急修理その他緊急措置								
		○避難所及び災害現場への緊急車両等の緊急通行道路の確認と確保								
		河川等の機能維持・二次災害防止に関すること								
○河川、水路、排水機場、非常用排水ポンプ、土砂災害警戒区域等の被害状況の調査及び情報収集										
○二次災害の防止措置										
○河川、水路、排水機場等の障害物の除去										
○自由連絡通路ほか駅周辺施設の管理										
○自転車等駐車場、公共駐車場の管理										
○道路占用等の許認可										
○排水機場、樋門等施設の維持管理										
○道路建設事業、都市計画事業の施工										

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 ライフライン班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ ○ライフライン班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		公共交通機関等との連絡調整に関すること ○電気、ガス等のライフラインの被害の把握 ○公共交通機関の被害や運行状況の把握								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	復興都市計画に関すること ○市街地の被災状況の把握 ○復興都市計画								
		所管施設の応急復旧に関すること ○公園緑地、街路樹等の応急修理その他緊急措置 ○所管施設（拠点公園等）の応急使用 ○区画整理施行地区内における道路等公共土木施設の応急修理 その他緊急措置								
		○都市計画基本図及び航空写真の交付（被害状況等の把握用）								
		○修繕工事等の受注者との連絡調整								
		○都市計画施設の区域内（公園緑地・道路）における建築行為の許可								
		○土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可								

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 動植物公園班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○動植物公園班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		施設の応急対策に関すること								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○所管施設の応急修理その他緊急措置								
		来園者等の対応に関すること								
		○【開園時における】来園者の安全確保								
		○来園者をはじめ帰宅困難者等（二川駅滞留者の一時受入）の対応								
		○獣舎等の保持・維持								
		○動物の飼育								
		○飼育動物の飼料購入・衛生管理								

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 上下水道班

		業務開始目標時間									
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ									
		○水道班内の連絡調整、被害状況のとりまとめ									
		広報に関すること ○市民への広報活動									
		応急・緊急資材の確保に関すること ○応急修理及び緊急措置に要する諸資材の確保									
		受援に関すること ○災害復旧の受援に関する業務 ○他都市、関係機関等への協力要請 ○他自治体等からの応援隊の受け入れ									
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	応急給水に関すること ○断水区域内の調査 ○応急給水に関する業務 ○応急給水の水源確保									
		水道の復旧に関すること ○施設の運転監視 ○取水、浄水施設等の復旧 ○水質管理に関する業務 ○給水装置の応急復旧 ○導・送・配水管の応急復旧									
		下水道の復旧に関すること ○処理場及びポンプ施設に係る被害状況の調査 ○下水道管きよの被害状況の情報収集と調査 ○処理場及びポンプ施設に係る修理復旧 ○下水道管きよの応急復旧									
		○警備員業務、水道施設の運転監視、水質監視									
		○処理場、ポンプ場及びこれらに関連する施設の維持管理、局内自動車の管理									
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	○特定事業場等の届出に係る事務 (有害物質等の公共下水道への流入事故時の措置に限る)									
		○水道施設工事の施工									
		○職員の安全衛生管理、健康管理									
		○給水排水工事受付									
		○水道施設工事の施工									
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○水道施設工事の施工									
		○職員の安全衛生管理、健康管理									
		○給水排水工事受付									
		○水道施設工事の施工									
		○職員の安全衛生管理、健康管理									

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活再建支援部 証明・義援金班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○生活再建支援部内、証明・義援金班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		被害状況の緊急調査に関すること								
		○被害状況の緊急調査体制の編成								
		○被害状況の緊急調査(住家)の実施								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	被害調査・罹災証明の発行に関すること								
		○被災状況（住家）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告								
		○被災者台帳の作成								
		○罹災証明の発行								
		見舞金、義援金及び災害弔慰金等に関すること								
		○義援金の受領								
		○義援金の配分								
○見舞金の支給										
○災害弔慰金等の受付										
被災者生活再建支援金に関すること										
○被災者生活再建支援金の申請受付・支給										
その他の業務										
○金融機関の被害状況の把握										
○ 災害対策に必要な現金並びに緊急性の高い支出に係る現金の出納及び保管										
○市民税の所得調査、賦課										
○土地・家屋・償却資産に係る固定資産税、土地・家屋に係る都市計画税の賦課、調定、減免										
○納税の猶予										

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活再建支援部 建築物班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害 応急 対策 業務 (中分類)	非常 参集 ・ 初動 体制 の 確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○建築物班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		公共建築物の応急危険度調査、応急修理・二次災害防止に関すること								
		○公共建築物の被害状況の把握								
		○公共建築物の応急危険度調査								
		○公共建築物の応急対応								
		建築物・宅地の応急危険度判定に関すること								
		○民間建築物の被害状況の把握								
		○応急危険度判定実施本部の設置								
		○応急危険度判定士の連絡調整・受入れ								
主な 通常 業務		○被災建築物応急危険度の実施								
		被災住宅等の復旧支援に関すること								
		○災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務								
		市営住宅等の被害状況の取りまとめ・応急修理に関すること								
		○市営住宅の被害状況の把握								
		○市営住宅の応急危険度調査								
		○市営住宅の応急修理								
		応急仮設住宅等の確保に関すること								
		○災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設用地の確保								
		○災害救助法に基づく応急借上げ住宅に関する業務								
○災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の調整に関する業務										
○市営住宅入居者への情報提供										
○市営住宅の使用、入退居										
○市有建築物の建築営繕										
○建築基準法に基づく建築確認、建築許可、建築認定道路位置指定等										